

日立市条例第 19 号

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 10 月 1 日

日立市長 小 川 春 樹

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例及び日立市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

（日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

目次中「・第 5 2 条」を「一第 5 2 条」に改める。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教
育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項
中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教
育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳
未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に
改める。

第 7 条第 2 項中「法第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学
前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ど
も」に改める。

第 1 3 条第 4 項第 3 号ア中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学
前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ど
も」に、「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する
教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、

同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同

条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条第2項を次のように改める。

- 2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上

限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第４０条第２項及び第４１条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４２条第１項ただし書を削り、同項第１号中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第３号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項、第１１項及び第１２項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項、第７項及び第１２項において同じ。）」を加え、「小学校就学前子ども」を「法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども」に改

め、「以下この号及び」を削り、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項ただし書を削り、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「読み替える」を「、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼

稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第５１条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を、「本章（」の次に「第３７条第３項、第３９条第３項及び」を加え、「含む。次条第３項」を「含む。第５２条第３項」に改め、「この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、「法第１９条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、「を含む。））」との次に「、「同号」とあるのは「法第１９条第３号」と」を、「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限

る。）」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 51 条の 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 37 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第 37 条第 2 項、第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除き、第 50 条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 3 項中「第 19 条第 2 号」とあるのは「第 19 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第 19 条第 2 号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の

必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に、「前条第１項」を「第５１条第１項」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

（日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「場合」の次に「若しくは同条第１０項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第６条第１項中「事項」の次に「（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第３号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」を加え、同条第７項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定

小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加え、附則第7項中「第29条第2項各号」を「保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号」に改め、附則第8項中「第29条第2項」を「前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項」に改め、附則第9項中「1日」を「附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則

第 3 条 第 4 項 及び 第 6 条 第 3 項 の 条 例 で 定 め る 日 は 、 こ の 条 例 の 公 布
の 日 の 前 日 と す る 。